原子力規制委員会了承文書
（2023FY-57）
令和5年12月13日
（議題1資料1）

標準応答スペクトルの取り入れのための後段規制の経過措置の終期を定めるための規程の案に対する意見公募の実施

令和５年１２月１３日
原　子　力　規　制　庁

１．趣旨

本議題は、標準応答スペクトルの取り入れのための設計及び工事の計画の認可及び使用前確認（以下「後段規制」という。）に係る経過措置の終期（以下「後段規制の経過措置の終期」という。）を定めるため、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈等の一部を改正する規程（原規技発第 2104216 号。以下「標準応答スペクトル取り入れのための改正解釈」という。）の改正案及びこれに対する意見公募の実施について諮るものである。

２．経緯

令和５年度第４８回原子力規制委員会（令和５年１１月２９日）において、第４回震源を特定せず策定する地震動（スペクトル）の規制導入の経過措置に係る意見聴取会（令和５年１１月２日。以下「第４回意見聴取会」という。）で事業者等[1]から各施設への影響の詳細や工事の規模・見通し等を聴取した結果等を踏まえ、後段規制の経過措置の終期の設定等に係る対応方針（以下「委員会方針」という。）が了承された。

原子力規制庁は、当該方針を踏まえ、後段規制の経過措置の終期を定めるための規程の案をとりまとめ、原子力規制委員会に諮ることとしていた。

今般、後段規制の経過措置の終期を定めるための規程の案を検討・作成したので、その内容について諮るものである。

３．後段規制の経過措置の終期を定めるための規程案（委員会了承事項）

委員会方針を踏まえた後段規制の経過措置の終期を定めるため、標準応答スペクトル取り入れのための改正解釈の改正案を別紙のとおり定める。あわせて、規定ぶりの適正化のための改正を実施する。

---

[1] 四国電力株式会社、九州電力株式会社、日本原子力発電株式会社、日本原燃株式会社、リサイクル燃料貯蔵株式会社、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、国立大学法人京都大学、原子力エネルギー協議会。第４回意見聴取会では、国立大学法人京都大学は資料提出のみ。

４．意見公募の実施（委員会了承事項）

別紙の改正案について、行政手続法（平成５年法律第８８号）第３９条第１項の規定に基づく意見公募を実施する。

実施期間：　令和５年１２月１４日から令和６年１月１２日まで（３０日間）
実施方法：　電子政府の総合窓口（e-Gov）及び郵送

５．今後の予定

意見公募実施後、改正の決定について原子力規制委員会に付議し、決定後同日に施行する。

６．別紙及び参考

別紙	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈等の一部を改正する規程の一部改正について（案）（P.3～6）
参考１	標準応答スペクトルの取り入れの経過措置に係る事業者等からの意見聴取の結果及び今後の対応方針（令和５年１１月２９日原子力規制委員会了承）（P.7～13）
参考２	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈等の一部を改正する規程（原規技発第2104216号）（P.14～31）

（案）

別紙

改正　令和　年　月　日　原規技発第　　号　原子力規制委員会決定

令和　年　月　日

原子力規制委員会

実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈等の一部を改正する規程の一部改正について

実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈等の一部を改正する規程（原規技発第 2104216 号）の一部を、別表により改正する。

附　則

この規程は、令和　年　　月　　　日から施行する。

別表　実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈等の一部を改正する規程　新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改　　正　　後	改　　正　　前
附　則 １・２　（略） ３　前項ただし書の許可を受けた発電用原子炉施設に対する実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈（原規技発第 1306194 号。以下「実用炉技術基準規則解釈」という。）第４条から第６条まで（これらの規定を第４９条から第５１条までにおいて準用する場合を含む。以下同じ。）及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈（原管Ｐ発第 1306193 号。以下「研開炉技術基準規則解釈」という。）第４条から第６条まで（これらの規定を第５１条から第５３条までにおいて準用する場合を含む。以下同じ。）の規定の適用については、令和１１年４月１９日以後最初に当該発電用原子炉施設に係る法第４３条の３の１６第１項の検査を終了した日又は令和１１年４月１９日以後当該発電用原子炉施設の設置について最初に法第４３条の３の１１第３項の確認を受けた日のいずれか早い日までの間（以下「経過措置期間」という。）は、これらの規定中「設置許可で確認した設計方針」とあるのは、「設置許可（実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈等の一部を改正する規程（原規技発第 2104216 号）附則第２項ただし書の許可を除く。）で確認した設計	附　則 １・２　（略） ３　前項ただし書の許可を受けた発電用原子炉施設に対する実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈（原規技発第 1306194 号。以下「実用炉技術基準規則解釈」という。）第４条から第６条まで（これらの規定を第４９条から第５１条までにおいて準用する場合を含む。以下同じ。）及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈（原管Ｐ発第 1306193 号。以下「研開炉技術基準規則解釈」という。）第４条から第６条まで（これらの規定を第５１条から第５３条までにおいて準用する場合を含む。以下同じ。）の規定の適用については、原子力規制委員会が別に定める日までは、これらの規定中「設置許可で確認した設計方針」とあるのは、「設置許可（実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈等の一部を改正する規程（原規技発第 2104216 号）附則第２項の許可を除く。）で確認した設計方針」とする。ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。

改　正　後	改　正　前
方針」とする。ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。	
⑴　経過措置期間に行われる次に掲げる認可及び確認	⑴　原子力規制委員会が別に定める日までに行われる次に掲げる認可及び確認
イ　法第４３条の３の９第１項又は第２項の規定による認可（前項ただし書の許可で確認した設計方針に基づき行われる実用炉技術基準規則解釈第５条及び研開炉技術基準規則解釈第５条の規定に適合するために必要な事項に係るものに限る。）	イ　法第４３条の３の９第１項の規定による認可（前項ただし書の許可で確認した設計方針に基づき行われる実用炉技術基準規則解釈第５条及び研開炉技術基準規則解釈第５条の規定に適合するために必要な事項に係るものに限る。）
ロ　（略）	ロ　（略）
⑵　前号ロの確認を受け、又は前号ロの確認について実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和５３年通商産業省令第７７号）第１７条第４号の指示を受けた発電用原子炉施設	⑵　前号ロの確認を受けた発電用原子炉施設
４　この規程の施行の際現に設置され又は設置に着手されている再処理施設（法第４４条第２項に規定する再処理施設をいう。以下同じ。）に対するこの規程による改正後の再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈（以下「新再処理事業許可基準規則解釈」という。）別記２第７条６（同規程第３１条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、令和６年４月２０日までの間は、なお従前の例による。ただし、令和６年４月２０日までの間に行われる法第４４条の４の規定による変更の	４　この規程の施行の際現に設置され又は設置に着手されている再処理施設（法第４４条第２項に規定する再処理施設をいう。以下同じ。）に対するこの規程による改正後の再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈（以下「新再処理事業許可基準規則解釈」という。）別記２第７条の規定の適用については、令和６年４月２０日までの間は、なお従前の例による。ただし、令和　６年４月２０日までの間に行われる法第４４条の４の規定による変更の許可（新再処理事業許可基準規則解釈別記２第７条

改　　正　　後	改　　正　　前
許可（新再処理事業許可基準規則解釈別記２第７条の規定に適合するために必要な事項に係るものに限る。）については、この限りでない。 ５　前項ただし書の許可を受けた再処理施設についての当該許可で確認した設計方針の取扱いについては、第３項の例による。	の規定に適合するために必要な事項に係るものに限る。）については、この限りでない。 ５　前項の許可を受けた再処理施設についての当該許可で確認した設計方針の取扱いについては、第３項の例による。